

三朝町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月18日

三朝町長

三朝町条例第14号

三朝町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

三朝町認可地縁団体印鑑条例（平成12年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(代理人による申請等) 第14条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号） <u>第18条の3第1項第7号</u> に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている地縁団体の当該代理人は、第3条の申請を代表者等に代わって、第8条第1項若しくは第2項の届出又は第10条の申請を印鑑登録者に代わって行うことができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。	(代理人による申請等) 第14条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号） <u>第19条第1項第1号ト</u> に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている地縁団体の当該代理人は、第3条の申請を代表者等に代わって、第8条第1項若しくは第2項の届出又は第10条の申請を印鑑登録者に代わって行うことができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。